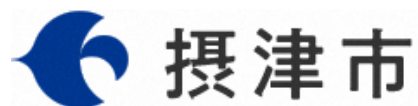


# 第40回 摂津市都市計画審議会

令和5年 3月20日(月) 午後2時～



# 議案番号93

## 北部大阪都市計画一団地の都市安全確保拠点施設 (鳥飼地区)の決定(摂津市決定)

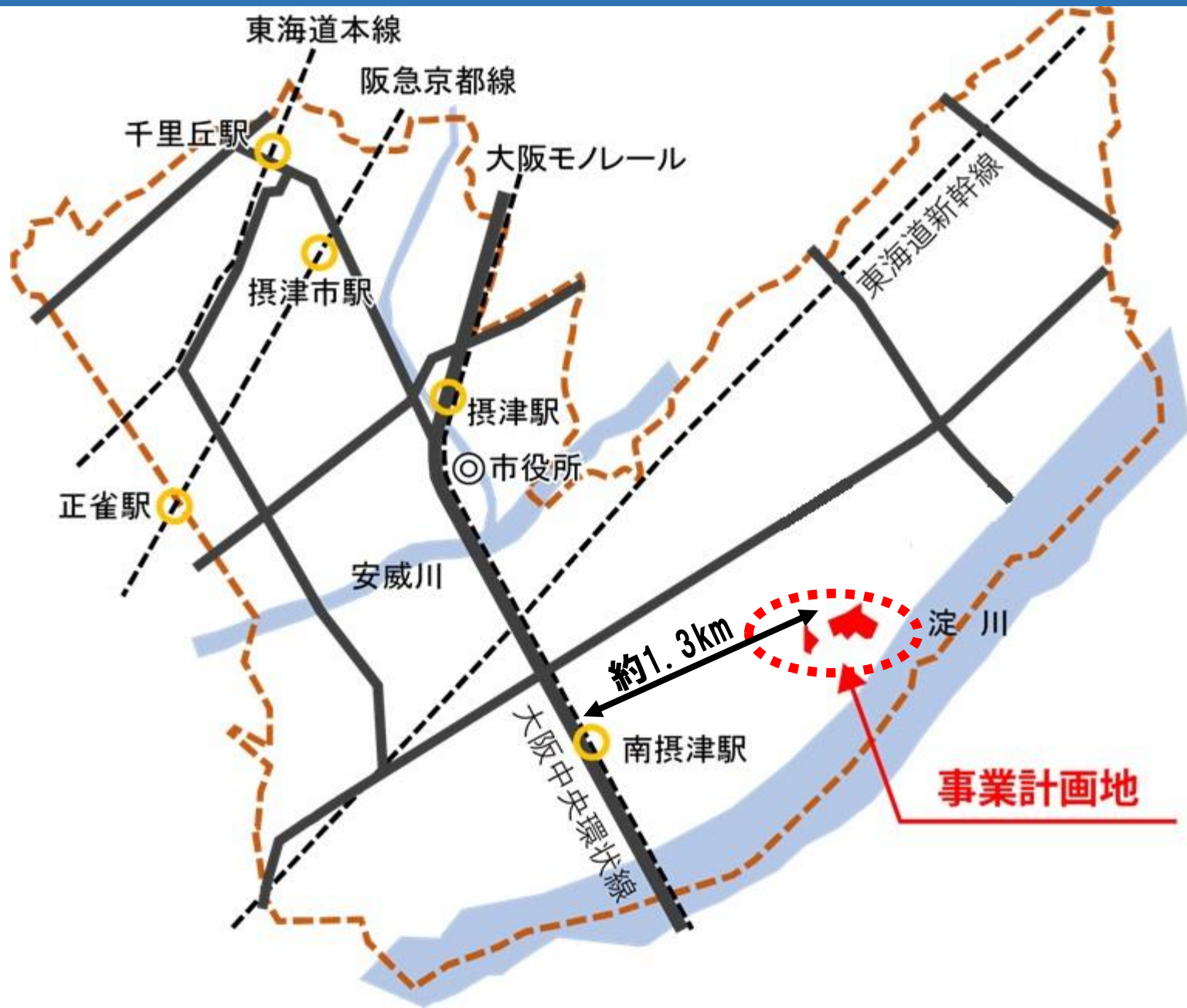
1. 事業の概要
2. 事業の経緯
3. 議案説明
4. 都市計画手続きと今後の流れ

# 1. 事業の概要

水害等の発生時に居住者等の安全を確保するための拠点となる施設（一団地の都市安全確保拠点施設）を鳥飼地区に整備



# 1-2.事業計画地位置(イメージ図)

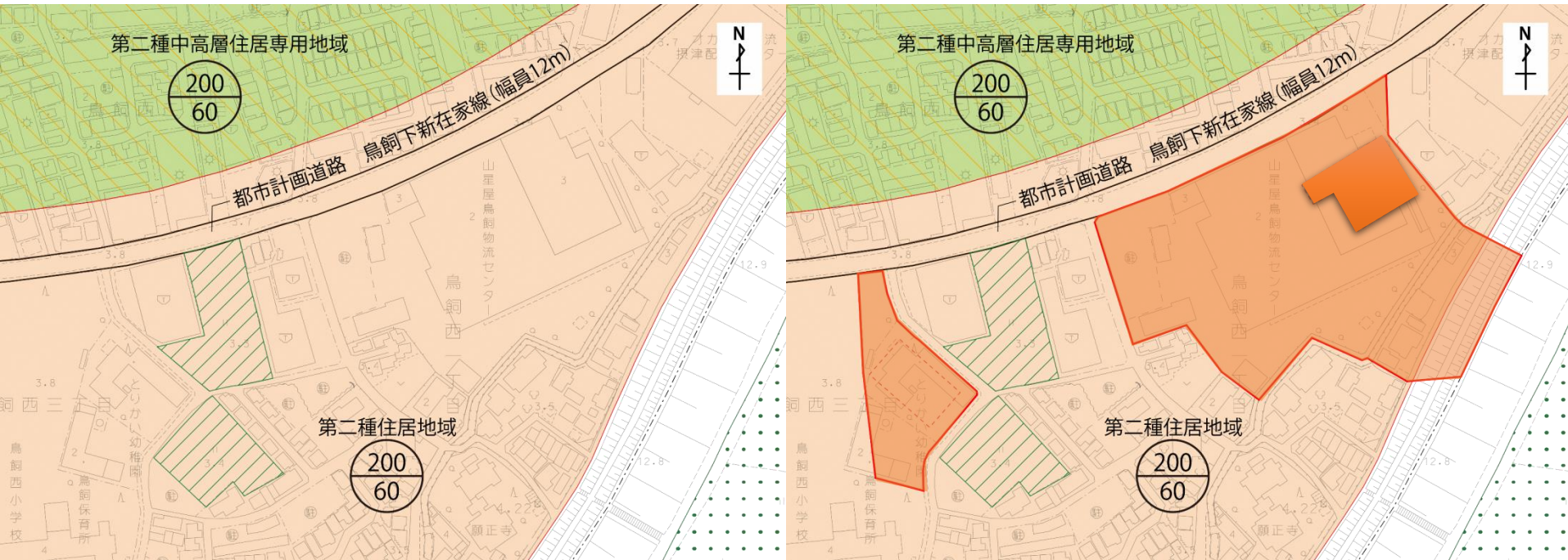


# 1-3.都市計画(案)

現在の都市計画



今回決定する都市計画



特定公益的施設で構成する  
「一団地の都市安全確保拠点施設」を  
新たに定める。

凡例		容積率 ↓ 200 60 ↑ 建蔽率
	一団地の都市安全確保拠点	
	主要な建築物	
	第二種中高層住居専用地域	
	第二種住居地域	
	第二種高度地区	
	都市計画緑地	
	生産緑地	
	市街化調整区域界	

# 1-4.都市計画施設の概要

【事業者：国】河川防災ステーション

敷地面積：約20,000㎡

上面面積：約12,700㎡

高さ：約7.4m（堤防天端と同等の高さ）

【事業者：市】水防センター

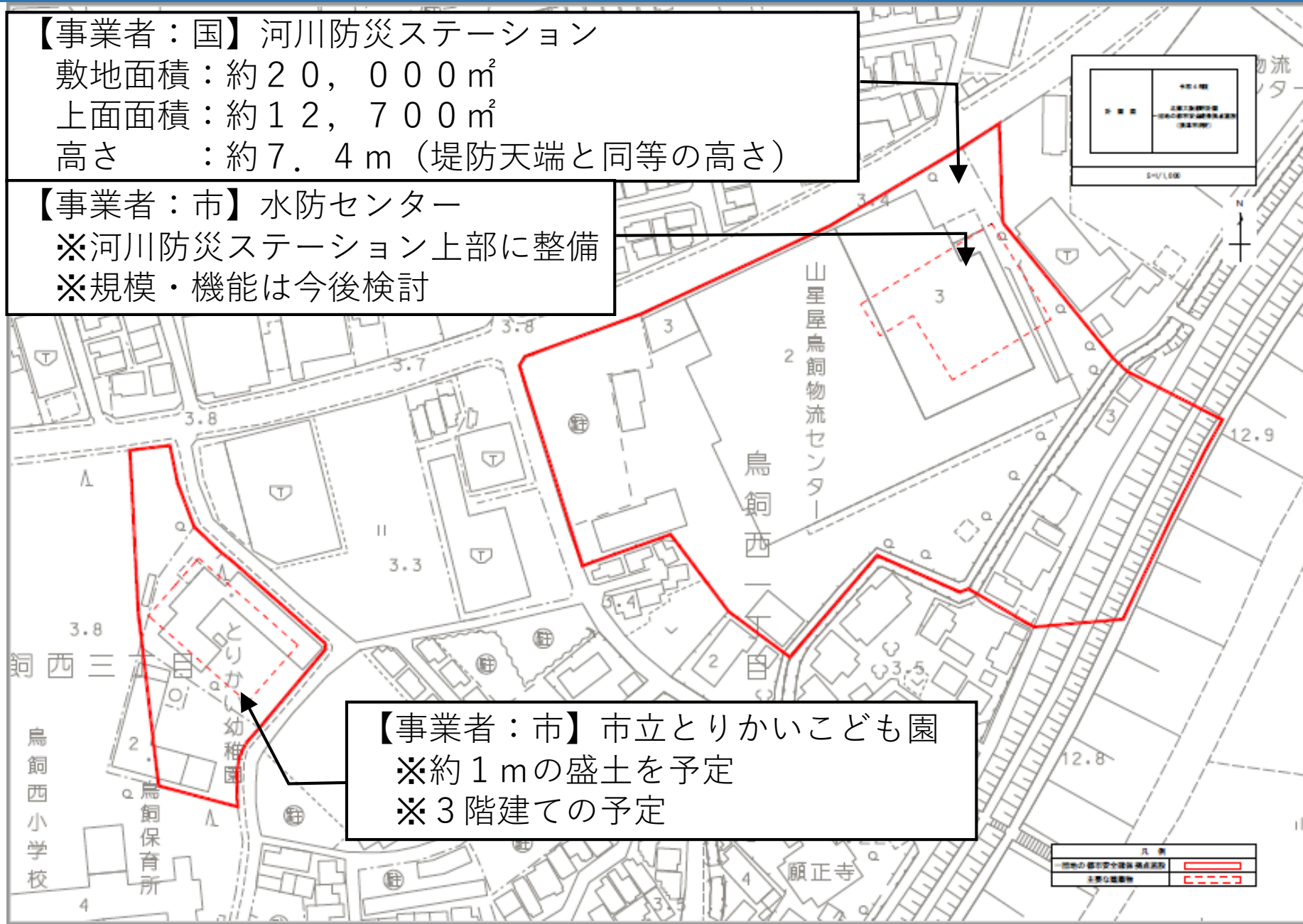
※河川防災ステーション上部に整備

※規模・機能は今後検討

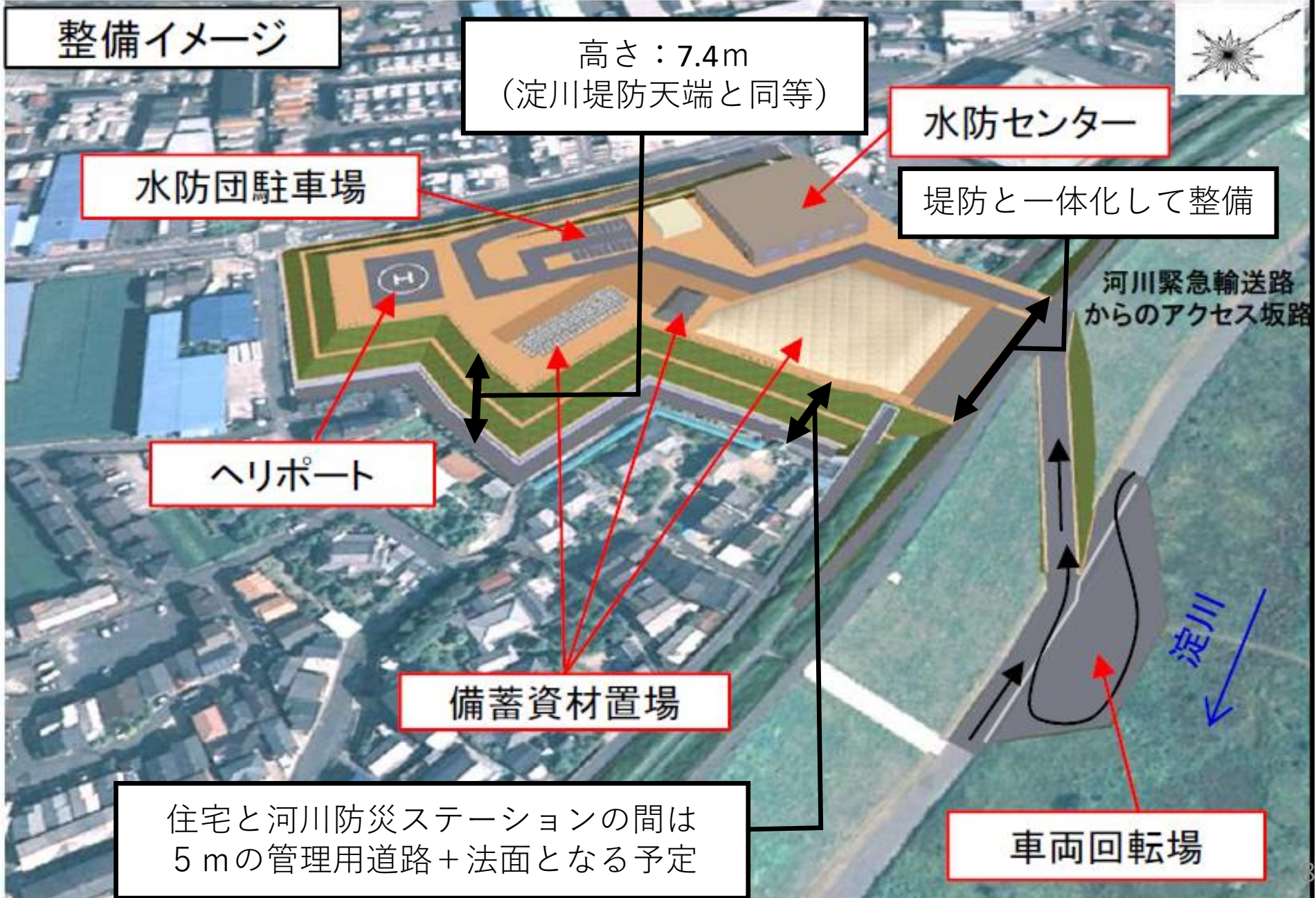
【事業者：市】市立とりかいこども園

※約1mの盛土を予定

※3階建ての予定



# 1-5.都市計画施設の概要 (河川防災ステーション・水防センター)





# 1-6.概要(都市安全確保拠点整備事業)

## 摂津市における初めての都市安全確保拠点整備事業

### 事業対象施設

#### ① 鳥飼地区河川防災ステーション

国の事業で、淀川の堤防と同等の高さまで盛り土を行い、淀川堤防の復旧に必要な資材を保管する場所を整備する

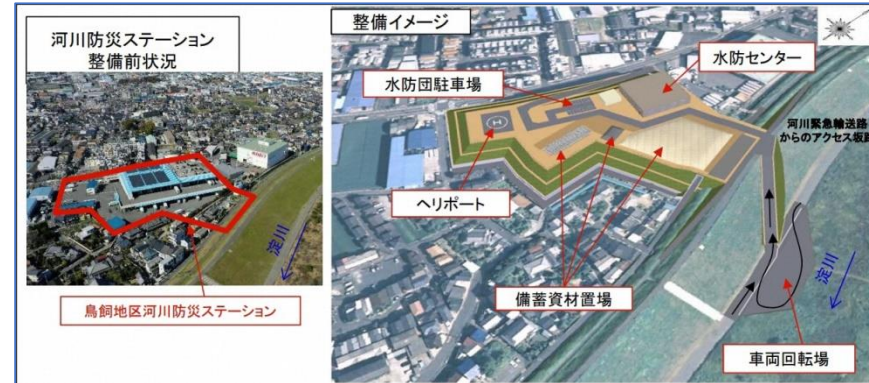
ここに、以下の機能を追加

#### ○河川防災ステーション【事業者:国】

- ①災害時:一時的な避難場所
- ②平常時:地域のにぎわいに資する淀川や淀川河川敷を活用した環境教育・防災教育、レクリエーション(スポーツ)、防災訓練等

#### ○水防センター【事業者:市】

- ①災害時:水防拠点、一時的な避難場所
- ②平常時:地域コミュニティの形成・強化、コミュニティ活動の活性化、地域のにぎわい創出、地域防災力の向上等



#### 【災害時の活用】

- ①緊急復旧用資材備蓄基地
- ②災害対策車両基地
- ③車輛交換場所
- ④ヘリポート
- ⑤洪水時の現地対策本部
- ⑥水防団の待機場所
- ⑦水防倉庫
- ⑧一般住民の避難場所



#### 【平常時の活用】

- ①コミュニティースペースとして地域に提供
- ②水防活動の訓練等に利用
- ③防災学習施設や川の情報発信拠点として水防センターを活用

※平常時の利活用に関しては、今後住民説明会等を通じて、具体化していく。

# 1-7.概要(都市安全確保拠点整備事業)

## 摂津市における初めての都市安全確保拠点整備事業 事業対象施設

### ② 市立とりかいこども園【事業者:市】

現園舎の老朽化が進み、認定こども園として  
建て替えが必要となっている。

ここに、以下の機能を追加

- ①災害時:(園舎)こども園園児並びに近隣の広域避難が困難な乳児及びその保護者の  
一時的な避難場所  
(園庭)広域避難ができなかった居住者や滞在者等の一時的な避難場所 等
- ②平常時:子どもの育ちを支え、子育てを支援する児童センター、  
つどいの広場(地域子育て支援拠点) 等



これらの施設を一団地の都市安全確保拠点施設として  
都市安全確保拠点整備計画に記載

# 1-8.都市計画施設の周辺状況



## 2. 事業の経緯

---

## 2-1.経緯

近年、全国各地で水害が頻発、激甚化する中、国は、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、平成27年に水防法を改正し、これまでの事業計画規模の降雨から想定し得る最大規模の降雨に浸水想定区域図の基となる降雨を変更し、新たに、**浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域**を公表することとなった。

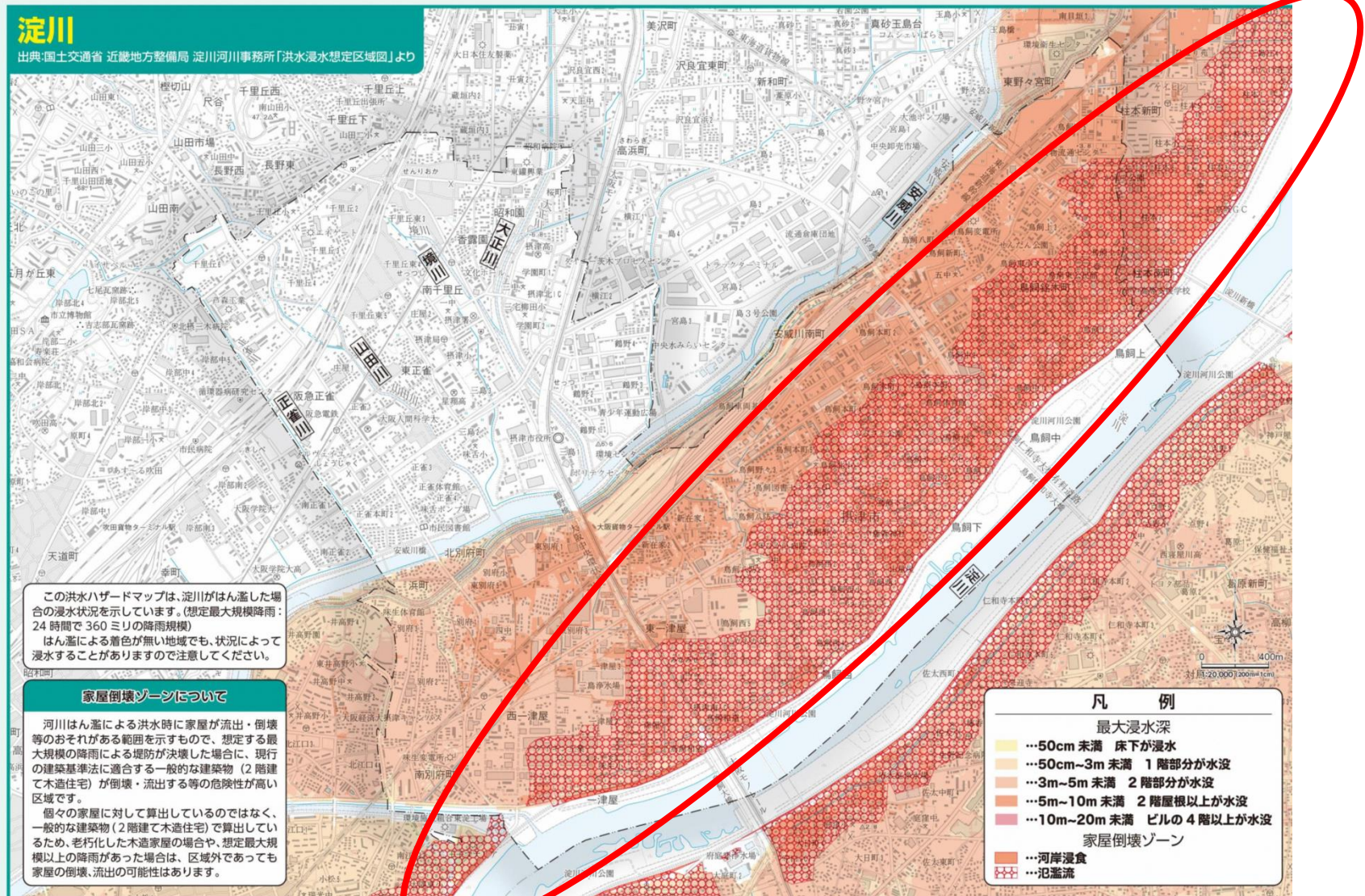
- 淀川 : 平成29年6月公表
- 安威川 : 令和2年3月公表



- 摂津市のほとんどが浸水し、安威川以南においては**最大浸水深が7 m**を超え、**浸水継続時間が2週間**を超える場所があることが分かった。
- 避難所と指定した場所も浸水し、**大半の避難所が使用できない**ことが分かった。

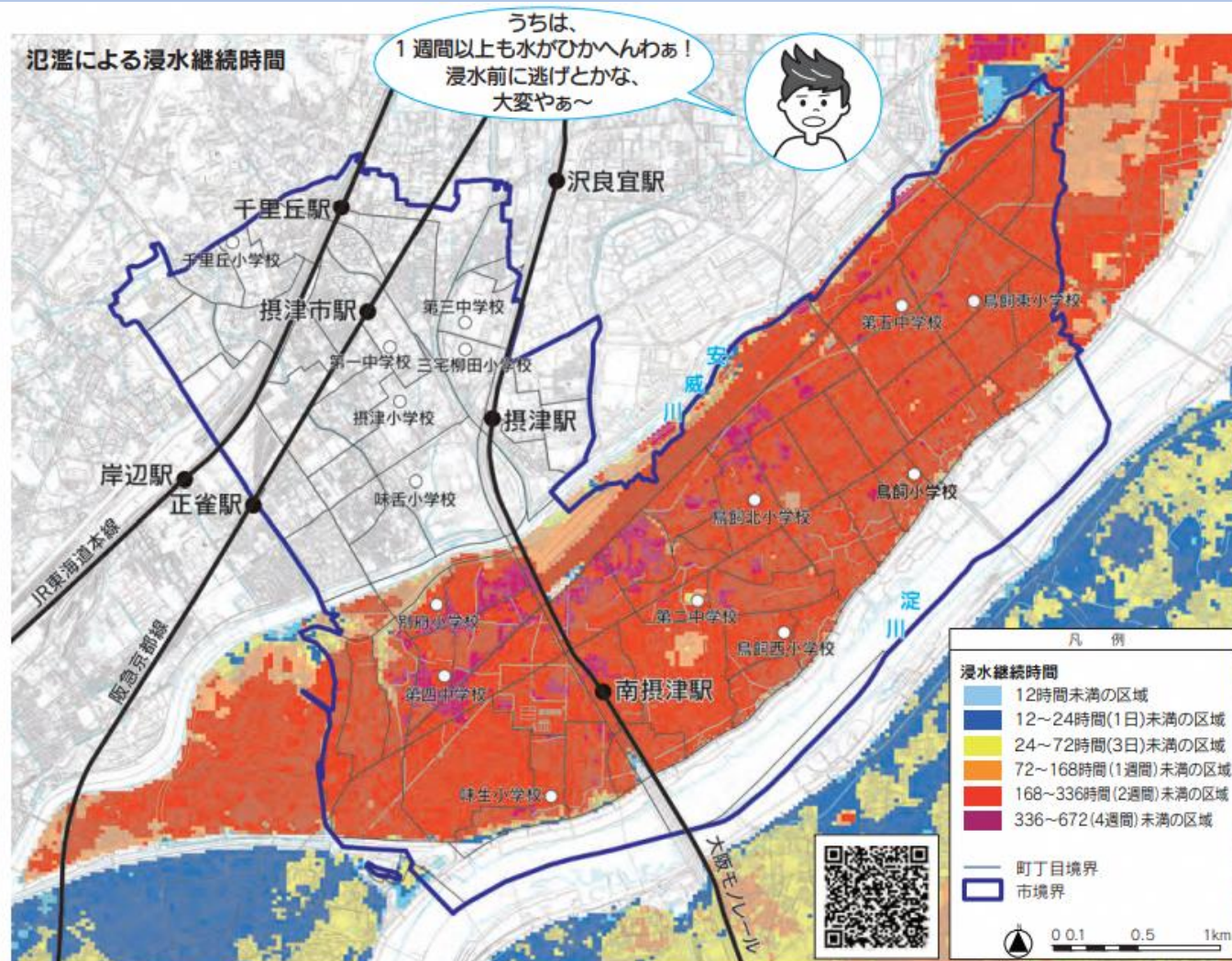
# 2-2.経緯(地区の現状と課題)

- 淀川洪水時 想定最大浸水深(想定最大規模降雨(年超過確率: 1/1,000))



# 2-3.経緯(地区の現状と課題)

・淀川洪水時 想定浸水継続時間(想定最大規模降雨(年超過確率:1/1,000))



出典:淀川浸水想定区域図(浸水継続時間) 国土交通省

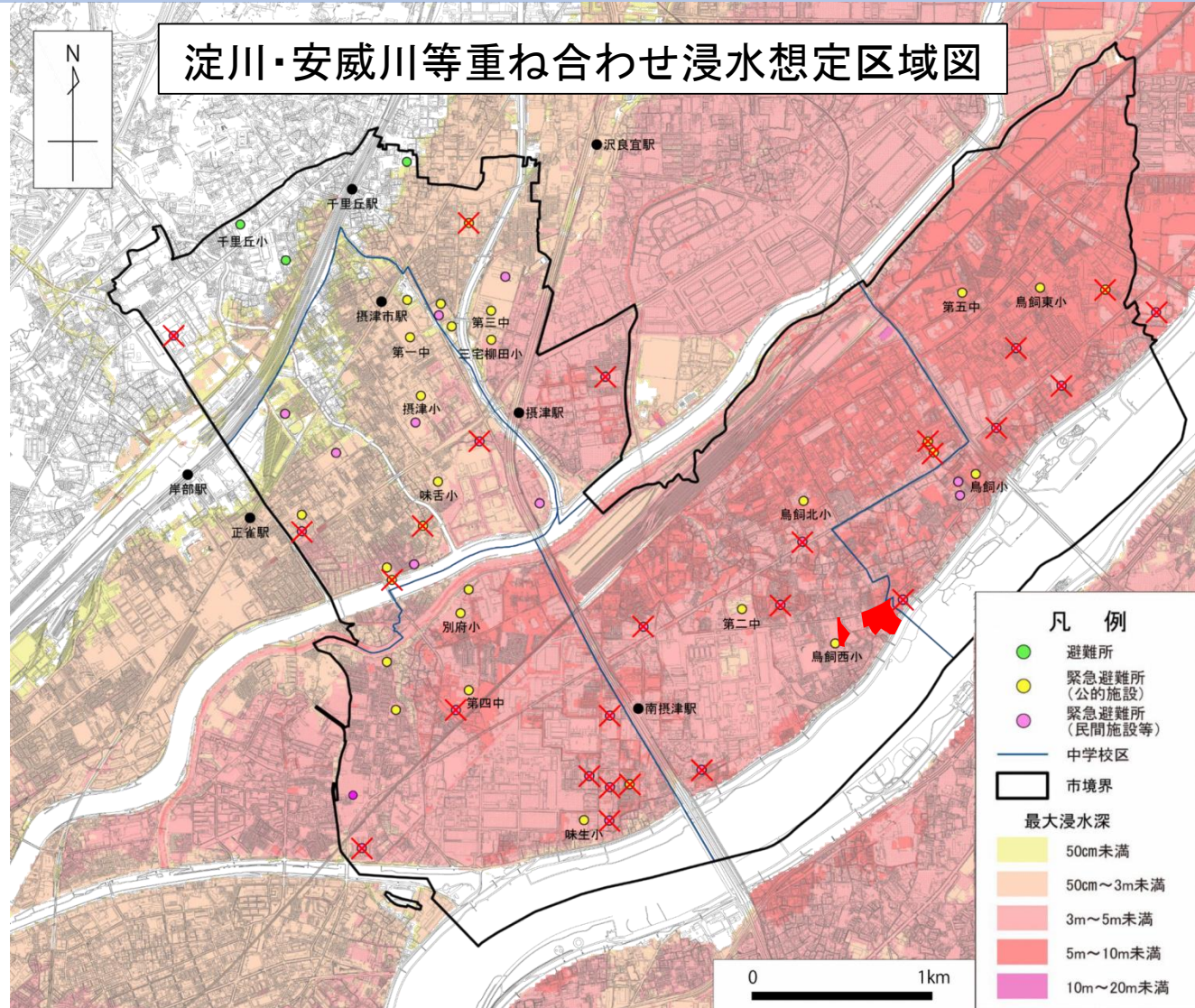
<https://www-1.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/activity/maintenance/possess/sotei/soutei1/index3.html>

# 2-4.経緯(地区の現状と課題)

## ・洪水時 使用不可能となる避難所

×…浸水によって  
使用不可の避難所

多くの避難所が  
**使用不可**  
もしくは  
**低層階水没**





## 2-5.経緯(いわゆる流域治水関連法)

令和3年、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国や流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「**流域治水**」の実効性を高めるため、

(流域治水関連法)

- ①特定都市河川浸水被害対策法
- ②河川法
- ③下水道法
- ④水防法
- ⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- ⑥**都市計画法**
- ⑦防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
- ⑧都市緑地法
- ⑨建築基準法

の改正を行った。

この改正で、水災害等の発生時に住民等の避難・滞在の拠点となる施設を整備することが含まれた。

**都市安全確保拠点施設**

摂津市は、水害時の避難場所が非常に少ないことから、**水害時でも安全な高台化した避難場所を確保する必要**がある。

# 2-6.経緯（都市安全確保拠点整備計画）

## ●都市安全確保拠点整備事業

洪水、浸水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれが高く、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域において、災害時に都市の機能を維持するための都市計画法第11条第1項第10号に規定する「一団地の都市安全確保拠点施設」を整備するために支援を行う事業

### 都市計画法第11条（都市施設）第1項 第10号

一団地の都市安全確保拠点施設（洪水、浸水、津波、高潮その他の自然現象による災害が発生した場合における居住者等（居住者、来訪者又は滞在者をいう。以下同じ。）の安全を確保するための拠点となる一団地の特定公益的施設（避難場所の提供、生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供その他の当該災害が発生した場合における居住者等の安全を確保するために必要な機能を有する集会施設、購買施設、医療施設その他の施設をいう。第四項第一号において同じ。）及び公共施設をいう。）

## ●都市安全確保拠点整備事業計画

都市安全確保拠点整備事業を実施しようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した計画（以下、「都市安全確保拠点整備計画」という。）を国土交通大臣に提出するものとする。

- 一 都市安全確保拠点整備計画区域、同区域の位置及び面積
- 二 都市安全確保拠点整備計画区域の整備方針
- 三 交付対象事業及び交付金事業者、事業期間、概算事業費
- 四 その他必要な事項

### 3. 議案說明

---

## 3-1.都市計画(案)

### ・理由(案)

当該地区は、淀川洪水浸水想定区域図の想定最大規模においてほぼ全域が浸水エリアであり、浸水継続時間は2週間以上が想定されている。また、木造住宅が多い人口集中地区であり、淀川と安威川の氾濫時には居住者等の避難者数に比べ高台の避難場所が十分でないことから、災害対策上危険な状態となっている。

このため、国の河川防災ステーションを核とした高台まちづくりとして、平常時は地域活性化の拠点、災害発生時は居住者等が避難し、一定期間滞在できるようにすることにより居住者等の安全確保の拠点となる、一団地の都市安全確保拠点施設を決定しようとするものである。

# 3-2.都市計画(案)

## ・計画書(案)

北部大阪都市計画一団地の都市安全確保拠点施設(鳥飼地区)を次のように決定する。

名称		一団地の都市安全確保拠点施設(鳥飼地区)		
位置		大阪府 摂津市 鳥飼西一丁目・三丁目及び 大字鳥飼西の各一部		
面積		約2.3ha		
の特定 位置 及び 規模	特定公益的施設	約2.3ha	備考	河川防災ステーションの上面に水防センター、近隣に認定こども園等を配置する。
建築物の高さの最高限度 若しくは最低限度		—		
建築物の容積率の最高限度		20/10以下		
建築物の建蔽率の最高限度		6/10以下		

「区域、特定公益的施設の位置は、計画図図示のとおり」



## 4. 都市計画手続きと今後の流れ

---

# 4-1.都市計画手続き

## 説明会

### 【1回目】

- ・日 時：令和4年11月6日（日） 9時30分～
- ・場 所：新鳥飼公民館
- ・出席者数：28名

### 【2回目】

- ・日 時：令和4年12月8日（木）19時～
- ・場 所：ゆうゆうホール鳥飼西
- ・出席者数：16名

## 公聴会【中止】

- ・公述申出受付期間：令和4年12月9日（金） ～ 23日（金）
- ・公述申出書0件のため中止



# 4-2.都市計画手続き

## 都市計画法第17条縦覧・意見募集

・期間 令和5年2月1日(水) ~ 15日(水)

・意見書 0通

## 4-3. 今後の流れ

令和4年11月6日(日) 都市計画素案の説明  
令和4年12月8日(木)

令和4年12月9日(金)～23日(金)  
公聴会への公述申出受付

令和5年2月1日(水)～15日(水) 都市計画案の縦覧

本日 令和5年3月20日(月) 摂津市都市計画審議会

令和5年3月下旬 都市計画決定の告示(予定)